

介護保険条例参考例（案）に関する Q&A

問 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、何を行うと総合事業を実施していることになるのか。

（答）

市町村において、総合事業を実施するための予算が確保されており、その予算を執行するための総合事業の実施要綱が定められ、事業の対象者が総合事業によるサービス（みなし指定によるサービスを含む。）を利用できる状態になっている場合には、総合事業を実施しているものとして差し支えない。

なお、ガイドラインでも記載したとおり、以下のような段階的な措置を講ずることも可能である。

<実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと）
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付を継続し、翌年度当初からすべての者を予防給付から総合事業に移行

※ 希望者から段階的に移行する場合であっても、一度、総合事業によるサービスを利用した場合は、以降は、予防給付の訪問介護や通所介護を利用することはできない。

問 生活支援体制整備事業（以下「整備事業」という。）は、何を行うと事業を実施していることとなるのか。

（答）

市町村において、当該年度に、日常生活圏域における協議体又はその立ち上げのための準備委員会等を立ち上げて、生活支援のニーズの把握やサービスの開発に資する検討を行っている場合には、当初は必ずしも生活支援コーディネーターが配置していなくても、整備事業を実施しているものとして差し支えない。

なお、整備事業の開始年度においては、協議体の立ち上げに関する市町村を単位とする研究会を立ち上げ、ニーズの把握やサービスの開発に資する検討を行っている場合には、事業を開始しているものとして差し支えない。